

令和元年7月22日
改定 令和3年7月1日
改定 令和5年4月1日

港湾局「休日確保評価型試行工事」実施要領(改定)

1 実施方針

- ・「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)の趣旨を踏まえ、建設現場における休日確保の取り組みを推進する。
- ・休日を確保した休日確保評価型試行工事を試行する。

2 試行対象工事

港湾土木工事、空港土木工事及び積算基準(建設局)を適用した工事を対象(※1)とする。

(※1):「別紙1 試行対象工事についての補足(1)」を参照

3 試行対象外工事

- ・以下いずれかに該当する工事は対象外とできる。
 - (1)対象期間(工事着手日から工事完了日まで)が1か月(約30日)未満の工事
 - (2)単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
 - (3)社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事例
 - 例① 災害復旧工事
 - 例② 供用時期が公表されている工事
 - (4)施工時間、施工期間や施工方法の制約が当初から予想される工事
 - 例① 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事
 - 例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
 - 例③ 施工場所の制約条件により、施工時間、施工期間が限定される工事
 - (5)受注者が試行工事を希望しない工事

4 休日確保評価型試行工事における休日の評価

- ・「休日」は、「土曜日」「日曜日」「祝日」「夏季休暇(土曜日、日曜日、祝日以外で特記仕様書に記載された期間内の5日間)」「年末年始休暇(12月29日から1月3日までの6日間)」とする。
- ・工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等)は含まない。
- ・「休日」は「現場閉所単位」を基本とする。
- ・休日確保評価型試行工事における「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。

なお、工事特性により「現場閉所単位」が困難と判断される場合には、技術者等の「個人単位」で確認することとし、適用する確認方法は、受発注者協議のうえ決定するものとする。

また、土木工事の場合、「現場閉所単位」から「交代制(個人単位)」に変更した場合、補正対象経費と補正係数が変わること(契約金額の変更)。
(「6 積算方法 (2)土木工事」を参照)

- ・現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ・「個人単位」の「休日」の評価は、一部の例外(下記①、②参照)を除き施工体制台帳に記載された建設会社等の技術者等全員とし、各技術者等の従事期間に対し対象者毎に休日取得状況を確認するものとする。
 - ①休日取得状況確認対象の例外について
 - 測量等に関わる技術者等、交通誘導員、資材運搬等を行う運送業者等、安全監視船の船員ほか建設業法によらない業者等
 - ②工事従事期間が連続して1週間程度以内の技術者等については、確認の対象としない。
- ・降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ・休日確保評価型試行工事においては、「休日の閉所を基本としつつ、やむを得ず休日に工事をした場合でも、適切な代休日を設定し閉所した工事」として、「週休2日」及び「4週8休」について、成績評定で評価する。
- ・成績評定加点は、4週8休は1点、週休2日は2点とする。成績評定の「創意工夫と熱意」その他(「4週8休又は週休2日を確保した」)で評価する。
 - なお、4週8休以上を達成できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。
- ・また、閉所日において、技術者や作業員(建設業法上の下請負契約に該当しない者は除く)が、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会等の開催により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の出勤日について、「週休2日」(工事が「4週8休」の場合は当該出勤者の出勤日も「4週8休」)が確保されていれば、閉所(休日を確保)したものとみなす。
 - ①週休2日
 - ・「週休2日」とは、「土曜日から金曜日」又は「月曜日から日曜日」までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。
 - ・「工事着手日以降最初の土曜日から、工事完了日直前の金曜日」又は「工事着手日以降最初の月曜日から、工事完了日直前の日曜日」までを評価対象とする(別紙2-1、2-2を参照)。
 - ②4週8休
 - ・「4週8休」とは、「起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間」又は「起算する月曜日から始まり4週目の日曜日まで終わる4週間」を1期間目とし、「5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間」又は「5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間」を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。
 - ・「工事着手日以降最初の土曜日」又は「工事着手日以降最初の月曜日」から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする(別紙3-1、3-2を参照)。

5 工期の変更

- ・工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。
 - ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
 - ② 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
 - ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

6 積算方法

(1) 港湾工事の場合

- ・港湾工事積算体系を用いて積算した工事で、職種区分が港湾土木工事(C2)及び空港土木工事(C6)を対象とする。
- ・対象工事について、4週8休以上を前提に、労務単価(51職種(港湾5職種を含む))は補正係数(1.05)、機械経費(賃料)は補正係数(1.04)、共通仮設費率は補正係数(1.02)(※2)、現場管理費率は補正係数(1.03)(※3)を乗じて、当初設計から必要経費を計上する。
- ・港湾工事市場単価を補正する場合は、参考資料1【令和5年度版】における市場単価を対象とする。

なお、市場単価の補正係数は適用した市場単価に対応した補正係数を採用する。
- ・積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費、現場管理費率の補正は適用した積算基準の間接費率による。

(※2) 空港土木工事の共通仮設費率は補正係数(1.03)

(※3) 空港土木工事の現場管理費率は補正係数(1.04)

(2) 土木工事の場合

- ・積算基準(建設局)を用いて積算した工事を対象とする。
- ・「現場閉所」状況が4週8休以上を前提に、間接工事費(共通仮設費率及び現場管理費率)を補正し、直接工事費及び共通仮設費(積上分)に計上される単価のうち労務費、機械賃料、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を当初設計から計上する。経費の補正については、建設局の実施要領に基づき行う(※5)。

ただし、試行対象工事、休日の評価については、港湾局の実施要領に基づくものとする。
- ・なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価(土木コスト情報)」及び「積算資料(土木施工単価)」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価(同工種)が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とする。
- ・建設局の実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できます。
(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html>)

(※5)「現場閉所単位」と「交代制」では補正対象経費と補正係数が異なるので注意すること(「別紙1 試行対象工事についての補足(2)」参照)

7 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

- ・発注者は、本要領2、3により試行工事を選定した上で、当初設計から「現場閉所単
位」を前提に経費の補正を行う。
- ・起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載
する(別紙4を参照)。

(2) 試行工事契約時

- ・発注者は、試行工事の実施について、受注者の意向及び休日の管理方法を確認す
る。
- ・受注者が試行工事を希望した場合は、その旨を施工計画書に明記する。
- ・休日評価対象の起算日については、受注者が着手時に設定するものとし、以降の変
更は出来ないものとする。
- ・受注者は、現場施工に着手する(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事
等が開始される)日(以下「工事着手日」という。)までに、試行工事を実施する/しない
の報告(別紙5を参照)を発注者に報告する。
- ・なお、実施しない工事については、受注者は以降の「67 業務の流れ」に記載の義務
を負わない。

(3) 試行工事施工時

- ①受注者は、別紙6を参考とし、広報板に「休日確保評価型試行工事」である旨を記載
する。
- ②受注者は、工事着手後、別紙7を参考とし、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所
計画書」(以下「計画書」という。)を発注者へ報告する。(報告様式は受注者等提出
書類処理基準・同実施細目(東京都港湾局)統一26 様式(以下「統一26 様式」とい
う。)による。)
この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は工事着手日以降
最初の週までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。
また、当初月には、工事着手日を明示する。
- ③発注者は、計画書の報告を受け、現場閉所の計画を確認する。
- ④受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告す
る。発注者は、「計画書」及び週間工程表等をもとに、計画的に現場閉所されている
かを確認する。ただし、休日及び夏季休暇期間の場合は「休日等の工事施工届」が
提出されていない場合は、現場閉所と判断する。

(参考)提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	提出書類なし	提出書類なし
作業日	提出書類なし	休日等の工事施工届

- ⑤個人単位の確認方法については、下記のとおりとする。

- ・受注者は、4週8休の1期間が完了する毎に速やかに当該工事の技術者等全員の休
日取得状況を記した一覧(以下、「一覧」という。)を監督職員に提出する。(別紙8参
照)
- ・「休日」の確認にあたっては、各技術者等が当該工事に従事する期間を予め明らかに

し、当該工事に従事する期間を対象に休日の取得状況を監督員が確認をする。なお、従事する期間が変更となった際は、一覧の提出時に従事期間を修正のうえ提出する。

(4) 試行工事完了後

- ・受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「統一26様式」)。
- ・個人単位の場合、「休日」の評価は、1 期間の中で最も休日取得できなかった技術者等の結果を採用するものとし、最終的な評価は全工期を通じて最も休日取得できなかった期間の結果を採用する。
(例、A技術者「4週8休」、B技術者「週休2日」⇒判定:「4週8休」)

(5) 設計変更

- ・着手時に「休日確保評価型試行工事」を希望しない旨の報告を受けた工事については、速やかに経費の補正について、設計変更を行う。
- ・4週8休以上の達成が確認出来なかった場合は、当初設計時の補正分を減額変更する。
- ・土木工事において、4週8休以上の「休日」を、「現場閉所単位」から「交代制」にて確保した場合についても設計変更を行う。

8 留意事項

- (1) 発注者は、受注者より提出された「計画書」をもとに、取組みを確認する。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (3) 発注者における現場閉所単位の休日又は個人単位の休日確認については、各試行工事単位で行うものとする。
- (4) 土木工事の場合、「現場閉所」と「交代制」では、補正対象経費と補正係数が異なる。このため、休日の単位を「現場閉所」から「交代制」に変更する場合は、設計変更が伴うことに注意すること。

9 適用

- ・この要領は、令和5年4月1日以後に起工し、公告等を行う案件に適用する。

別紙 1 : 試行対象工事についての補足

1 試行対象工事について

港湾局「休日確保評価型試行工事」実施要領(以下、港湾局・実施要領)は、国土交通省港湾局の「休日を確保した工事の労務費等の補正について」(以下、国・港湾局資料)に準拠して定めており、試行対象工事については、下記を参考にされたい。

(1) 国・港湾局資料が定めのある積算基準を適用した工事について

国・港湾局資料では、下表の基準を適用した工事が試行対象工事となる。

適用積算基準	経費補正係数	労務単価 1.05	機械経費(賃料) 1.04	共通仮設費率 現場管理費率
港湾土木請負工事積算基準		○	○	○ 共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03
土木工事積算基準		○	○	○ 共通仮設費率1.04 現場管理費率1.06
空港請負工事積算基準		○	○	○ 共通仮設費率1.03 現場管理費率1.04

上表より、東京都港湾局が発注する工事では、試行対象工事は下表のとおりとし、経費の補正は港湾局・実施要領「6 積算方法」に記載のとおりとする。

国土交通省基準	東京都基準	試行対象工事について
港湾土木請負工事積算基準	港湾工事積算基準(1)(2)	・試行対象工事とする。 ・ただし、港湾局・実施要領「3 試行対象外工事」に該当するものを除く。
土木工事積算基準	積算基準(建設局)	・試行対象工事とする。 ・建設局「週休2日制確保工事」実施要領(注1)と同じく、すべての土木工事(土木設備工事を除く)を対象とする。(注2)。 ・ただし、実施要領「3 試行対象外工事」に該当するものを除く。
空港請負工事積算基準	-----	・試行対象工事とする。 ・ただし、実施要領「3 試行対象外工事」に該当するものを除く。

注1) 以下、建設局・実施要領

注2) 港湾工事、土木工事等と合併起工された「土木設備工事」については、試行対象とすることが出来る。

2 補正対象経費と補正係数について

(1) 港湾工事の場合

国・港湾局資料より、補正対象経費と補正係数は、「現場閉所単位」、「個人単位」で区分がされていないため、港湾局・実施要領でもにおいても補正対象経費と補正係数は同一としている。

(2) 土木工事の場合

建設局・実施要領(R3.6.1)より、「現場閉所」、「交代制」の補正対象経費と補正係数は下表のとおりとする。

R3.6.1 建設局「週休2日制確保工事」実施要領より
 【各経費の補正対象と補正係数】

	【現場閉所】 「13 4週8休以上補正」	【交代制】 「23 交代4週8休以上」
労 務 費	1.05	1.05
機 械 賃 料	1.04	-----
共 通 仮 設 費 率	1.04	-----
現 場 管 理 費 率	1.06	1.03

週休2日の確認方法【土曜日起算】

- ①起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとする。
- ②土曜日、日曜日以外の休日がない週（月曜日から金曜日）では、その週に2日間の閉所日があることを確認する。
- ③祝日が1日ある週は、その週に3日間の閉所日があることを確認する（祝日も対象）。
- ④工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は対象としない。
（例えば、月曜日工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない）
- ⑤工事完了日が木曜日以前となる週は、対象としない。
（例えば、木曜日が工事完了日の場合は、その週の土曜日から木曜日までの6日間は対象としない）

	土	日	月	火	水	木	金
			工事着手日		④評価対象外		
1週間目：	①起算日						
2週間目：						土曜日分の閉所	
3週間目：			● 祝日	祝日分の閉所			
△週間目：							
工事完了日の週：			⑤評価対象外			工事完了日	

週休2日の確認方法【月曜日起算】

- ①起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとする。
- ②土曜日、日曜日以外の休日がない週（月曜日から金曜日）では、その週に2日間の閉所日があることを確認する。
- ③祝日が1日ある週は、その週に3日間の閉所日があることを確認する（祝日も対象）。
- ④工事着手日が火曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は対象としない。
（月曜日工事着手日の場合、その週の月曜日から日曜日までの7日間は対象）
- ⑤工事完了日が木曜日以前となる週は、対象としない。
（例えば、木曜日が工事完了日の場合は、その週の土曜日から木曜日までの6日間は対象としない）

	月	火	水	木	金	土	日
		工事着手日			④評価対象外		
1週間目：	①起算日						
2週間目：				土曜日分の閉所			
3週間目：	● 祝日	祝日分の閉所					
△週間目：							
工事完了日の週：		⑤評価対象外		工事完了日			

4週8休の確認方法(土曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする(4週間単位で確認)
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金	
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1 期間目
2週間目								
3週間目						2週目土曜日分の閉所		
4週間目					3週目土曜日分の閉所		4週目日曜日分の閉所	
5週間目				5週目土曜日分の閉所				③ 2 期間目
6週間目				6週目土曜日分の閉所				
7週間目			6週目日曜日分の閉所				7週目土曜日分の閉所	
8週間目			祝日	祝日分の閉所			7週目日曜日分の閉所	
...								⑤ 3 期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

4週8休の確認方法(月曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする(4週間単位で確認)
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合には、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合には、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、水曜日が工事着手日の場合では、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。

	月	火	水	木	金	土	日	
			① 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1 期間目
2週間目								
3週間目								
4週間目				2週目土曜日分の閉所				
5週間目								③ 2 期間目
6週間目					5週目日曜日分の閉所			
7週間目								
8週間目		7週目土曜日分の閉所	祝日	祝日分の閉所	7週目日曜日分の閉所			
...								⑤ 3 期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

別紙4 特記仕様書記載例

1 起工書への記載

起工書の「その他」に「休日確保評価型試行工事」であることを記載する。

2 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。本工事は、「休日確保評価型試行工事」である。

3 特記仕様書記載例

(1) 本工事は、「休日確保評価型試行工事」の対象案件である。

(2) 試行にあたっては、『港湾局「休日確保評価型試行工事」実施要領』(以下「要領」という。)に基づき行う。要領は、東京都港湾局ホームページから入手できる。

(<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/keiyaku/>)

(3) 受注者は、休日確保評価型試行工事を希望しない場合、現場着手前に、希望しない理由を付して発注者に報告する。

(4) 本工事は4週8休以上(現場閉所単位)として経費を補正している。工事完了日確定時に、4週8休以上の達成が確認出来ない場合は、経費補正分について設計変更を行う。

休日確保評価型試行工事（希望・辞退）報告作成例

統一 26

文書番号 (工事番号)				
<p>協議 報告</p> 書				
令和 年 月 日				
(発注者宛) 殿				
住所				
受注者				
氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)				
現場代理人氏名				
印				
下記の工事について 仕様書 に基づき 協議報告 します。				
文書番号 (契約番号)				
工事件名				
工事場所				
協議報告 内容 本工事について、「休日確保試行工事」を実施 (する。/しない。) (港湾局 「休日確保評価型試行工事」実施要領7(2)に基づく)				
監理業務受託者	事務所名		担当者名	印

広報板記載例

〇〇〇〇 工事のお知らせ
休日確保評価型試行工事^{※1}

この工事は、〇〇〇〇工事で、令和〇〇年〇月頃下図のよう
に完成する予定です。

皆様には、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたし
ます。

絵・図

工事件名 令和〇年度〇〇護岸補修工事
工事区間 〇〇区〇〇町一丁目から
〇〇区〇〇町二丁目
工事概要 延長 〇〇m
計画高 A. P. +3. 00m

お気づきの点は、下記へご連絡ください。

東京都〇〇事務所 〇〇課
電話 03(0000)0000

〇〇建設株式会社
電話 03(0000)0000

(二次元コード)

事業 P R 記載

東 京 都 港 湾 局

本工事は、建設現場の「週休2日制」確保に向けて試行する
「休日確保評価型試行工事」です。^{※2}

(注)

- ※1は、すべての広報板に記載。
- ※2は、広報板A型、B型に記載。(B´型、C型でも可能な場合は記載。)
- フォント、文字の大きさ等に変更してよい。

「休日確保型」試行工事における市場単価工種の補正

“港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

	市場単価 補正係数	
1	底面工	1.04
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05

	市場単価 補正係数	
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04
23	ペトロラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
26	かき落とし工	1.05
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29	灯浮標設置・撤去	1.04
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
	異形ブロック製作 コンクリート打設	1.05
	異形ブロック製作 給熱養生	1.04